



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

937	公文書開示の実施状況の公表	(総務課).....	1
938	個人情報保護条例の運用状況の公表	( " ).....	2
939	平成19年和歌山県告示第233号(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17の規定に基づく指定区域の指定)の一部改正	(循環型社会推進課).....	2
940	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	3
941	〃	( " ).....	3
942	救急病院の変更	(医務課).....	4
943	大規模小売店舗の変更の届出	(商工振興課).....	4
944	保安林の指定	(森林整備課).....	5
945	保安林の指定施業要件変更予定	( " ).....	5
946	〃	( " ).....	6
947	保安林の指定施業要件の変更	( " ).....	6
948	〃	( " ).....	7
949	さんご漁業の許可又は起業の認可をする数の最高限度及び許可又は起業の認可の申請をすべき期間	(資源管理課).....	7

## 告 示

### 和歌山県告示第937号

和歌山県情報公開条例(平成13年和歌山県条例第2号)第37条第2項の規定に基づき、平成28年度における公文書の開示についての実施状況を次のとおり公表する。

平成29年7月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

#### 1 公文書の開示の請求件数並びに公文書の全部開示、部分開示及び非開示の決定件数等

開示請求の件数	決 定 件 数 等						
	開 示			非開示	不存在	存否応答 拒 否	取下げ
	全部	部分	計				
5,567	2,609	2,754	5,363	53	49	0	102

#### 2 公文書の開示の申出件数及びその処理状況

開示申出の件数	処 理 状 況						
	開 示			非開示	不存在	存否応答 拒 否	取下げ
	全部	部分	計				
38	12	23	35	0	1	0	2

#### 3 不服申立ての件数及びその処理状況

不服申立ての件数	処 理 状 況					
	全部認容	一部認容	棄 却	却 下	取下げ	審査中
4 (74)	0 (1)	0	2 (11)	0	0	2 (62)

( )の数字は、平成23年度から平成27年度までの不服申立てであって、平成28年度まで審査が及んだものの

### 和歌山県告示第938号

和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第60条第2項の規定に基づき、平成28年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成29年7月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 個人情報取扱事務の件数

2,282件

#### 2 保有個人情報の請求及び決定件数等

##### (1) 開示

開示請求の件数	決 定 件 数 等						
	開 示			非開示	不存在	存否応答 拒 否	取下げ
	全部	部分	計				
134	32	93	125	0	7	0	2

##### (2) 訂正・利用停止

訂正請求の 件 数	決定件数				利用停止 請求の件数	決定件数			
	訂 正			非訂正		利 用 停 止			非利用 停 止
	全部	部分	計			全部	部分	計	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

#### 3 簡易開示の件数

3,543件

#### 4 不服申立ての件数及びその処理状況

不服申立ての件数	処 理 状 況					
	全部認容	一部認容	棄 却	却 下	取下げ	審査中
1 (5)	0	0 (1)	0 (4)	0	0	1

( )の数字は、平成26年度及び平成27年度の不服申立てであって、平成28年度まで審査が及んだもの

### 和歌山県告示第939号

平成19年和歌山県告示第233号（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17の規定に基づく指定区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成29年7月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

表中

36	かつらぎ町	大字萩原字前嶋	587番	規則第12条の31第2号	を
37	かつらぎ町	大字丁ノ町字奥大明	2650番10		
」					
37	かつらぎ町	大字丁ノ町字奥大明	2650番10	規則第12条の31第2号	に
」					

改める。

#### 和歌山県告示第940号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成29年8月7日まで縦覧に供する。

平成29年7月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成29年7月6日

2 名称

特定非営利活動法人菜の花会

3 代表者の氏名

坂本守

4 主たる事務所の所在地

和歌山県御坊市塩屋町南塩屋450番地7

5 定款に記載された目的

この法人は、障害を持つ人たちの居場所の運営を中心に高齢者や、引きこもりの若者に家庭以外で交流する場を提供することで互いに成長を支援し、仕事を通じて学び、交流し社会性を身につけ、地域社会で生活していくことを目的とする。関係機関等と連携しながら色々な人たちと接することで、地域社会が、障害者への理解を深め、共存を共に創造していくことに対して、社会資源の一つとして寄与することを目的とする。

#### 和歌山県告示第941号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成29年8月7日まで縦覧に供する。

平成29年7月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成29年7月7日

2 名称

特定非営利活動法人よみかきパソコン

3 代表者の氏名

中拓哉

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市出口中ノ丁5番地

5 定款に記載された目的

この法人は、地域社会に対して情報化推進に関する事業を行い、社会の発展に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第942号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定に基づく救急病院の変更について、次のとおり届出があった。

平成29年7月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

変 更 事 項 (名称)		所 在 地	変 更 年 月 日
旧	新		
中谷医科歯科病院	和歌山リハビリテーション病院	和歌山市屋形町一丁目11	平成 29.6.21

和歌山県告示第943号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成29年7月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ和歌山北店

和歌山県和歌山市狐島588-1

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 杉本正彦

茨城県水戸市柳町一丁目13番20号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) ケーズデンキ紀ノ川パワフル館

(変更後) ケーズデンキ和歌山北店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 井川留雄

(変更後) 代表取締役 杉本正彦

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社関西ケーズデンキ

代表取締役 井川留雄

茨城県水戸市柳町一丁目13番20号

（変更後）株式会社関西ケーブデンキ

代表取締役 杉本正彦

茨城県水戸市柳町一丁目13番20号

4 変更年月日

- (1) 平成21年3月1日
- (2) 平成26年6月23日
- (3) 平成26年6月23日

5 変更した理由

- (1) 大規模小売店舗の名称の変更による
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更による
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更による

6 届出年月日

平成29年7月7日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業まちづくり局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成29年7月21日から同年11月21日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

---

**和歌山県告示第944号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成29年7月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町相瀬字横平ラ255（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字横平ラ255（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

---

**和歌山県告示第945号**

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年7月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**和歌山県告示第946号**

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年7月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**和歌山県告示第947号**

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成29年7月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡広川町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 和歌山県告示第948号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成29年7月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡広川町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 和歌山県告示第949号

和歌山県漁業調整規則(平成17年和歌山県規則第67号)第25条第1項の規定により、さんご漁業の許可又は起業の認可をする数の最高限度を1(うち、さんご潜水艇又はさんご網を用いるもの1。その他の方法によるもの0。)と定め、同規則第8条第2項(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、漁業の許可又は起業の認可の申請をすべき期間を平成29年7月26日から同年8月8日までと定めたので、同規則第25条第4項及び第8条第3項(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定により告示する。

平成29年7月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸